

EMC 技能試験 お申込みに関する注意事項

一般社団法人 K E C 関西電子工業振興センター
試験事業部 技能試験運営チーム

EMC 技能試験の申込書にご記入いただく前に、必ず下記内容をご確認ください。

(1) 当センターが提供する試験所間比較・技能試験の概要

本 EMC 技能試験は、ISO/IEC 17043 (JIS Q 17043)「適合性評価－技能試験提供者の能力に関する一般要求事項」に基づき実施します。技能試験の種類は、上記規格に述べられた「付属書 A.2.3 逐次参加 PT スキーム」に相当し、参加試験所間で同一の技能試験品目（以下、仲介器）の測定を実施していただきます。参加試験所は技能試験提供者から送付された仲介器を測定後に返却し、技能試験提供者は返却された仲介器の特性確認後に順次参加試験所へ送付します。参加試験所の測定結果の評価は、試験の終了後に確定する付与値と比較して行います。評価方法は、測定結果を統計処理して計算される上記規格に述べられた「Zスコア」(B.4.1.3 b)参照)と「z'スコア」(B.4.1.3 c)参照)によるものとします。

(2) お申込みについて

- ・ 受付は先着順で行い、予定数に達した時点で締切ります。
- ・ 受付開始日時前や受付締切後に送られた申込書は受付いたしかねます。
- ・ 申込書において、測定実施時期のご希望枠（第1希望から第3希望まで）を選択していただけますが、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ 参加費用は、会員、非会員で異なります。会員種別は KEC ウェブサイトの「会員一覧」ページでご確認ください。
<https://www.kec.jp/members/#p03>

(3) 個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報は、本サービス提供のための業務（受付、連絡、請求書発行等）にのみ利用させていただきます。

(4) EMC 技能試験の中止・中断について

- ・ 参加試験所が一定数を満たさない場合、適切な標準偏差を求めることができないため、EMC 技能試験を中止することがございます。
- ・ 万が一、EMC 技能試験の実施期間中に、仲介器の不具合など予期せぬ事態が発生した場合、継続できるよう代替手段をご用意いたします。但し、日程の再調整で一時中断や延期になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

(5) キャンセル費用

- ・ 仲介器の送付（実施枠 1 の発送）が始まった後のキャンセルは、参加費用の 30 %を請求させていただきます。
- ・ 割り当てられた実施枠で仲介器発送後のキャンセルは、参加費用の 100 %を請求させていただきます。

(6) 仲介器発送について

- ・ 実施枠の日程（KEC 発送日）に仲介器を発送します。
- ・ 物流事情、気象条件等によって遅延する場合があります。あらかじめご了承ください。

(7) 仲介器の取扱いについて

- ・ 仲介器は分解禁止です。分解の痕跡が見つかった場合は測定結果を無効とします。((10)参照)
- ・ 仲介器は良好な環境条件下で保管してください。高温多湿や 0℃以下の低温を避けて屋内で保管してください。
- ・ 仲介器は精密電子機器のため衝撃を与えないようお願いいたします。移動や梱包の際は十分にご注意ください。
- ・ 仲介器をお受取り後は、同梱の「チェックシート」を用いて内容物のご確認をお願いいたします。
- ・ EMC 技能試験要領書（手順は毎回、変わります）に基づいてセットアップし、操作してください。

- ・ EMC 技能試験実施後に仲介器をご返却の際は「チェックシート」を用いて梱包内容に漏れないようにご確認をお願いいたします。また「仲介器梱包要領書」に従って梱包してください。
- ・ 上記の内容を遵守いただけず、仲介器を破損・故障・劣化・紛失された場合、損害賠償を請求します。((15) 参照)

(8) 測定結果の提出について

- ・ 所定のエクセルファイル（試験データシート）に、記入例を参考に、記入漏れがないよう正確にご記入ください。ご不明な点があればご連絡ください。
- ・ 測定終了日より 7 日以内にご提出ください。遅延理由の連絡なく測定結果の提出が遅れた場合、測定結果を無効とする場合があります。または EMC 技能試験報告書に測定結果の提出が遅れた旨を記載することがあります。

(9) 機密保持について

- ・ 参加試験所に関する情報については機密事項として取扱い、技能試験運営チームの業務にのみ使用します。（試験データシート記載の情報は Laboratory Code で EMC 技能試験報告書に掲載します。）
- ・ 参加試験所の同意がある場合、または法令等に基づいて要請された場合を除き、情報の開示や公表を行いません。
- ・ 参加試験所名を Laboratory Code で表示した EMC 技能試験報告書は、認定機関や政府機関の要求に応じてその内容を提供することがあります。

(10) 測定結果の取扱いについて

不適切な行為を発見した場合、測定結果を技能試験の統計処理データから除外し、無効とします。この場合、参加費用は申込書に記載された費用を請求し、減額は行いません。

不適切事例：

- ・ 参加試験所間や同一試験所のグループ間の情報交換や談合
- ・ 参加試験所間や同一試験所のグループ間での情報を基に測定結果の改ざん
- ・ 仲介器の分解

(11) EMC 技能試験報告書について

- ・ 各参加試験所の測定結果を集計し、ロバスト法とよばれる統計処理を行い、ISO 13528 (JIS Z 8405)に記載された「zスコア」または「z'スコア」により評価を行います。

データ数が 18 以上の場合

$$z = \frac{(x - x_{pt})}{\sigma_{pt}}$$

- x : 各試験所の測定値
- x_{pt} : 付与値（中央値）
- σ_{pt} : NIQR（正規四分位範囲）

データ数が 18 未満の場合

$$z' = \frac{(x - x_{pt})}{\sqrt{\sigma_{pt}^2 + u^2(x_{pt})}}$$

- x : 各試験所の測定値
- x_{pt} : 付与値（中央値）
- σ_{pt} : NIQR（正規四分位範囲）
- $u(x_{pt})$: 付与値の不確かさ

- ・ EMC 技能試験報告書には「zスコア」または「z'スコア」による評価結果についてのコメントやパフォーマンス改善のための助言等を記載します。
- ・ 当センターは評価結果による再測定の実施や是正処置等の報告は求めません。
- ・ 偏差が極端に大きい測定箇所があった場合や特定の周波数で集計が困難となった場合、判定（「zスコア」または「z'スコア」）を除外することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ EMC 技能試験報告書の一部または全部をウェブサイトや印刷物へ転用することや、二次利用やその他の目的で使用することはご遠慮ください。
- ・ EMC 技能試験報告書は参加試験所すべてのデータが含まれます。Laboratory Code で機密性は保たれておりますが、他の試験所への開示はご遠慮ください。

(12) 参加費用支払いについて

- ・ EMC 技能試験報告書発行後に、請求書（PDF）を送付します。
- ・ 参加試験所は請求書受領後、翌月末までに請求書に指定された銀行口座にお振込みください。なお、銀行振込手数料は参加試験所のご負担となります。

(13) 仲介器再貸出し

- ・ EMC 技能試験報告書の結果等から、仲介器の再貸出しを希望される場合、有償で承ります。
- ・ 再貸出しの期間は、EMC 技能試験報告書発行日以降、技能試験項目によって異なります。（詳細は別途ご案内します。）
- ・ 当センターによる再判定はいたしかねますので、再測定結果のご提出は不要です。

(14) 免責事項

- ・ 自然災害や運送会社の事故等で仲介器の遅延や配送ができなかった場合、当センターはその責を負わないものとします。
- ・ 仲介器の破損・故障・劣化等で回付試験が中断、中止または再回付試験実施の場合、当センターはその責を負わないものとします。

(15) 損害賠償

参加試験所は、以下の場合に当センターに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

- 1) 参加試験所の故意または過失によって、EMC 技能試験が中止・延期・再実施となった場合
- 2) 参加試験所の故意または過失によって、EMC 技能試験仲介器等を破損・故障・劣化・紛失した場合

(16) 苦情

EMC 技能試験に関する苦情は、KEC ウェブサイトの「試験に関する苦情」ページよりご意見をお寄せください。

https://www.kec.jp/testing/complaints_appeals_testing/

(17) 異議申し立て

EMC 技能試験の結果に対する不服や異議申し立ては、KEC ウェブサイトの「技能試験に関する異議申し立て」ページよりご意見をお寄せください。

https://www.kec.jp/testing/complaints_appeals_proficiency_testing/

(18) 反社会的勢力の排除

- 1) 参加試験所は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力に該当しないものとしてします。
- 2) 参加試験所が、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の各項の行為をしないものとします。
 - ① 当センターに対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - ② 当センターに対して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
 - ③ 当センターに対して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為
- 3) 当センターは、参加試験所に①項の規定に反する事実があった場合、または②項の規定に違反した行為を行った場合、参加試験所に対してなんら催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- 4) 前項の規定により解除権を行使した当事者は、当該解除により当センターが被った損害について参加試験所に求償することができ、かつ、本申込みを解除したことによって参加試験所が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責を負わないものとします。

(19) その他

上記内容にない事項や疑義が生じた場合、参加試験所および当センターは、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上